

【Ⅲ法規】 表22 「建設業法」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(平成31年1月1日)： 頁数は、「平成31年版 建築関係法令集 法令編 (発行側総合資格)」の掲載頁を示す。

①	法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計 問	率 %	出題問題の傾向分析	
					22	無	無	無	20	20	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無				無
①	目次	687																										
	法3条	688	建設業の許可						5																	1	6.7	建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければその効力を失う。
②	法19条	693	建設工事の請負契約の内容	5				1	2																	3	20.0	発注者と元請負人の契約では、下請負人の住所、氏名及び設計者の氏名は含まれない。請負契約の締結では、天災、工期の変更、損害の負担、その算定方法を記載する。請負契約の締結では、前払金に関する定めをしない場合、発注者は前払金を支払わなくてよい。請負契約の締結では、第三者が損害を受けた場合の損害賠償の負担を決めなくてはならない。注文者が資材を提供又は機械を貸与する場合は、その内容と方法を決めなくてはならない。
	法22条	694	一括下請負の禁止							3																1	6.7	元請負人が発注者の書面による了解を得た場合は、建設工事を一括して他人に請け負わせることができる(ただし、共同住宅は一括下請ができない)。
	法23条	694	下請負人の変更請求	4																						1	6.7	注文者は、元請負人に対して著しく不相当と認められる下請負人の変更を請求することができる(事前に書面による下請負人の承諾をした場合は除く)。
	法24条	695	請負契約とみなす場合							5																1	6.7	報酬を得て完成目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなす。
	法24条の2	695	下請負人の意見聴取	1																						1	6.7	元請負人は、工程細目等について下請負人の意見を聞かないといけない。
	法25条	696	建設工事紛争審査会の設置							3																1	6.7	建設工事紛争審査会は、中央建設工事紛争審査会を国土交通省に都道府県建設工事紛争審査会を都道府県に置く。
	法25条の9	696	管轄	2																						1	6.7	中央審査会は、当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときに管轄する。
	法26条	696	主任・監理技術者の設置	3					2	4																3	20.0	公共性のある施設及び政令で定めるもの(多数の用途あり:業法令27条)の建設一式工事の請負代金が5,000万円以上の時は、専任の主任技術者又は監理技術者を置く。
	法28条	698	指示及び営業の停止						4	1																2	13.3	国土交通大臣又は都道府県知事は、主任技術者又は監理技術者の施工管理が著しく不当な場合、必要な指示ができる。特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金が3,000万円(特定4,500万円)以上の場合には必要な指示ができる。
③	令目次	703																										
	合計																									15	100.0	

注)表中の数字は選択肢問題の番号(代表1法文)、計は出題法文の合計数、率は合計数の比率である。出題問題の傾向分析は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の色分けは出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。